



宮崎大学学術情報リポジトリ

University of Miyazaki Academic Repository

日本において不登校児童生徒数が減少しない要因に関する一考察と対策提言：
児童生徒の欠席理由別及び累積欠席日数毎の対応ガイドライン案の提案

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 昌彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/5253

日本において不登校児童生徒数が減少しない要因 に関する一考察と対策提言 —児童生徒の欠席理由別及び累積欠席日数毎の 対応ガイドライン案の提案—

小野 昌彦*

抄 録 平成25（2013）年度の全国の不登校児童生徒数は、119,617人（前年度112,689人）であり、在籍者数に占める割合は1.17%（前年度1.09%）であり前年比で増加となった。この日本の不登校対策の基本方針は、平成15（2003）年の文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」に示されている。小野（2014）は、東大和市内全中学校新規不登校半減の実践を報告した。この小野（2014）等の実践知見から「不登校への対応の在り方について」を分析し、課題と今後の対策を検討した。検討の結果、「不登校への対応の在り方について」には、学校教育法施行令に示されている欠席理由別対応、累積欠席日数毎の対応に関する記述が欠如していた。そこで、全国の不登校減少の為に、欠席理由及び累積欠席日数毎の対応ガイドライン提示が必要であると、そのガイドライン案を提案した。

キーワード 不登校 学校教育法施行令 不登校への対応の在り方について コンプライアンス
累積欠席日数

I はじめに

文部科学省は、平成26（2014）年10月16日に平成25（2013）年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」⁽¹⁾の結果を公表した。全国の不登校児童生徒数は、小学校では24,175人（前年度21,243人）、中学校では95,442人（前年度91,446人）、総数は、119,617人（前年度112,689人）であった。在籍者数に占める割合は小学校0.36%（前年度0.31%）、中学校2.69%（前年度2.56%）の合計1.17%（前年度1.09%）であった。小学校、中学校のいずれの校種においても、人数、在籍者に占める割

合は、増加した。

この調査では、文部科学省は不登校の定義として年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある」⁽²⁾者を用いている。

図1に全国の不登校児童生徒数の推移⁽³⁾を示す。全国の不登校児童生徒総数は、平成24（2012）年度まで5年連続で減少していたが、平成25（2013）年度には、増加に転じた。全国各地で様々な不登校対策が実施され、不登校対応施設が設置されたりしているにもかかわらず、再度不登校児童生徒数が増加に転じ、17年間10万人以上の数値を継続していることは重篤な状態であるといえる。この日本の状態は、実

*宮崎大学

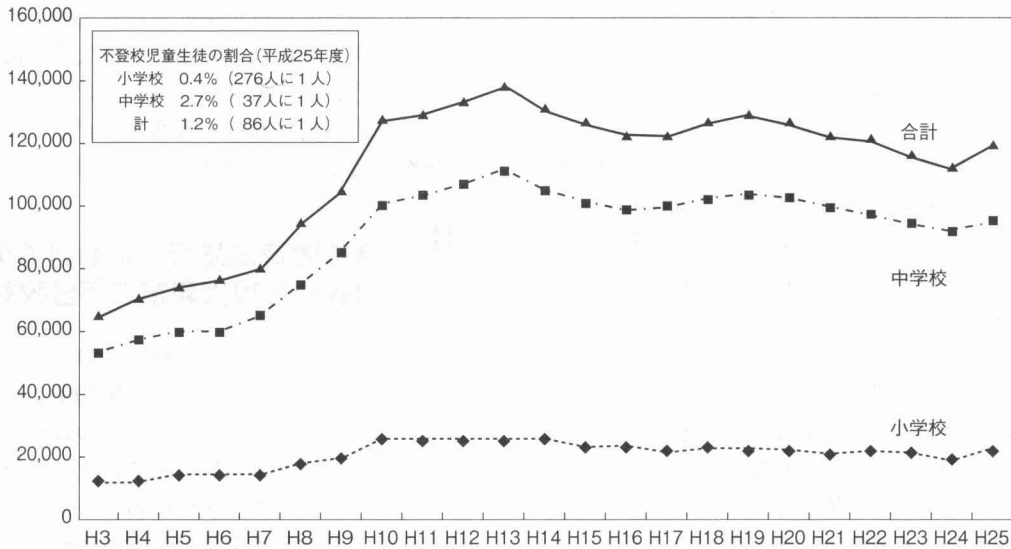


図1 全国の不登校児童生徒数の推移

出典：文部科学省「平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について」（2014年12月）より引用

施されている不登校対応に本質的な課題があると考えざるを得ない。

文部科学省HPによると、現在までに文部科学省から学校現場に示された不登校関連の通知等は、「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）」（平成16年4月15日付16初児生第2号）、「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について（通知）」（平成5年3月19日付5初中第30号）、「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成15年5月16日付文科初第255号）、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成17年7月6日付17文科初第485号）、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（平成17年7月6日付17文科初第437号）、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付20文科初第1346号）、「高等学校の全日制課程及

び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（平成21年3月31日付20文科初第8077号）、「不登校への対応について」（平成15年3月）、「生徒指導資料第2集不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－」（平成15年3月）、「不登校生徒に関する追跡調査研究会」（平成23年度）、「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」（平成26年7月9日）である。

上記の11の通知等において、全国の学校現場に最も大きな影響を与えているのは、「不登校への対応の在り方について」と考えられる。なぜならば、本通知は、平成4（1992）年3月に取りまとめられた有識者による「登校拒否（不登校）問題について」報告に関する同年9月24日付けの文部省初等中等教育局長通知（文初中第330号）を踏まえ、その当時に取りまとめられた報告に基づき見直しを図り、不登校へ対応する上での留意点等につきまとめたものであり、文部科学省が都道府県教育委員会には、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し

て、都道府県知事には、所轄の学校に対して、この趣旨についての周知徹底、適切な対応がなされるための指導を要請しているという通知だからである。

また、本通知の内容については、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼済みであるという主要府省庁周知の重要な通知となっているからである。

この文部科学省からの通知にもかかわらず、17年以上全国の不登校児童生徒が10万人以上おり、昨年増加に転じた日本の現状から、この「不登校への対応の在り方について」に何らかの課題があると考えるのが必然であろう。

一方、小野(2014)⁽⁴⁾は、東京都東大和市内全中学校を対象とした市単位の不登校発現予防対策を実施し新規中学生不登校数及び発現率を半減した成果を報告した。この対策は、東大和市内中学校の不登校認定手順を調査し、その手順が曖昧であることを明らかにし、学校教育法施行令第20条及び第21条に規定された校長、教育委員会の欠席に対する義務を遂行する為の不登校認定手順を導入した不登校発現予防対策であった。4年間の対策実施の結果、東大和市の全中学校長、全教員の不登校認定手順の実施率が向上し、新規不登校発現率及び新規不登校数ともに半減した。

この前例のない優れた成果から、学校教育法施行令遵守の不登校認定を導入した不登校発現予防対策の実施は、市単位での中学校における不登校の発現予防に効果があることが示された。今後の課題として、欠席理由のアセスメントシステムの構築を挙げていた。すなわち、主に校長、担任が、欠席連絡時の対応、欠席理由別の対応、累積欠席日数毎の対応を法的、教育的に適切に実施することの重要性を示唆しているといえる。

そこで、本研究は、文部科学省通知の「不登校への対応の在り方について」を学校教育法施行令に規定された欠席の扱いのコンプライア

ス、すなわち、学校現場における法的、教育的に適切な欠席理由別の対応、累積欠席日数毎の対応という視点で検証し、エビデンスに依拠する学校教育現場における欠席対応ガイドラインを提案することを目的とする。

II 学校教育法施行令における欠席の扱いと東大和市の不登校対策

義務教育年限における児童生徒の欠席の扱いについては、学校教育法施行令第20条、第21条において、校長の義務として以下のように規定されている。第20条には、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならないと規定されている。第21条には、市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならないと規定されている。

小野(2014)⁽⁵⁾は、この学校教育法施行令の視点を取り入れたアセスメントシステムから、対象全5中学校から収集した情報及び中学校長から提出された不登校典型事例情報を基に東大和市の典型的な不登校発現メカニズムを以下のように考えた。子どもが、登校の朝「いきたくない」と訴えた。それに対して、保護者が子どもの欠席理由をよく確認せずに学校に欠席連絡をしたり、欠席させて欠席理由に対処しなかったりといった対応をした。この保護者の学校への不明確な理由の欠席電話連絡に対して、東大和市の中学校の欠席電話連絡担当であった学級担任、副校長が受容的対応を実施した。この

繰り返して、子どもが授業不参加の為、学習困難が強まり、学校場面における不快場面が増加した。そして、子どもが休みがちになることに対して、子どもの日中の世話を焼く人を配置するなどの家庭維持条件が出現して継続不登校状態となった。子どもは、家に閉じこもり、コンピュータゲーム等好みの活動を行っていた。

このような子どもの欠席状態が7日間程度継続した時点、さらには7日間以上継続した時点でも校長、教育委員会が学校教育法施行令に規定された義務の遂行を実施しないことによって、不当な欠席理由の場合であっても、校長判断の伝達、対処及び指導ができないため、不登校の発現及び維持を促進した。

以上、東大和市の中学生不登校は、中学校教員が学校教育法施行令第20条、第21条未遵守及びこれらの法令に規定された義務を遂行する為の欠席受付を実施していないことにより、不当な理由の欠席継続による不登校が東大和市の中学校において誘発されやすい状況となっていると考えられた。

前述の行動アセスメントの結果から、学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を遂行する為、教員が保護者からの欠席電話対応を変容し、ある生徒の欠席日数年間累積7日以上経過時に校長が面接を実施することによって不登校誘発及び維持条件が変容し怠学的不登校発現パターンによる不登校は出現しないとの仮説を立てた。そこで、東大和市の全5中学校に、この方針に則した次の手順を導入した。

(1) 欠席電話受付手順：①欠席理由を毎回必ず確認する、②病気（医師が診断したもの）や家庭の事情（忌引きなど）等、法的に認められた理由の場合のみ欠席を認める、③法的に認められた欠席理由（不安障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等）以外の理由である場合には、登校する（保健室や別室登校を含む）ように保護者に伝える、④病気が理由の場合、子どもを病院に連れて行っていないければ、病院へ連れて行くように保護者に伝える、⑤病気が理由の場合、体温測定や医師の診断結

果を保護者に確認する、⑥病気で休んだ日には、医師の治療を受け、医師の指示通り安静に過ごしていたかを確認する。

(2) 校長の欠席早期面接手順：①年間累積欠席日数が7日に達した児童・生徒に対して、校長・保護者・本人による面談を実施する、②校長は保護者に欠席の理由を聞き、正当（不安障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等）か、不当かを判断する、③校長は、不安障害、いじめ等の正当な事由による不登校であると判断した場合には、個別支援計画の作成を指示し、その遂行を管理・監督する、④校長は欠席の理由が不当だと判断した場合には、保護者にそのことを伝え出席させるように指導する。また、教育委員会に通知する。

欠席電話受付手順の実態及び介入実施状況を確認するために、教育委員会は全中学校教員を対象としたアンケート調査を実施した。平成20（2008）年度から平成23（2011）年度は、以下の質問項目であった。①欠席理由確認を毎回している、②法的に認められた理由のみ欠席を認めている、③法的に認められていない理由の欠席には保護者に対して登校促進している、④病気が理由の場合、子どもを保護者が病院に連れて行っていないければ、病院へ連れて行くように保護者に伝えている、⑤病気が理由の場合、体温測定や医師の診断結果を保護者に確認している、⑥病気で休んだ日には、医師の診断を受け、医師の指示通り安静に過ごしたか確認している。平成24（2012）年度は、アンケート項目を以下のように短く変更して実施した。①'欠席連絡を受けた場合、欠席理由を毎回必ず確認している、②'病気が理由の場合、本人の様子（体温）や具体的な症状等を聞いている、③'家庭の事情や病気等の欠席理由以外である場合には、登校するように保護者に伝えている（不安等による不登校など、登校を促すことが適当でないとして学校が判断したケースは除いてください。）、④'病気で休んだ日には、その日に本人の具合を聞いたり、明日以降の予定等を伝えたりするなど、保護者や本人に連絡をし、確認を

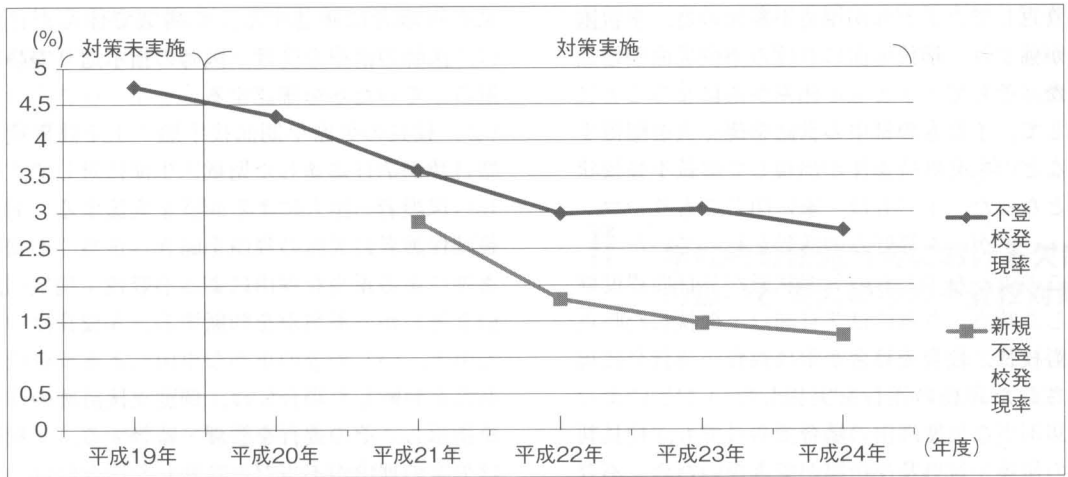


図2 東大和市全中学校における不登校発現率及び新規不登校発現率の推移⁽⁶⁾

している。

また、校長の欠席早期面接手順の実態及び介入実施状況を確認するために、教育委員会は全中学校長を対象としたアンケート調査を実施した。平成20（2008）年度から平成23（2011）年度は、以下の質問項目であった。①年間累積欠席日数が7日に達した生徒に対して、校長・保護者・本人による面談を実施している、②校長は①の面接時に保護者に欠席の理由を聞き、正当（不登校、病気、忌引き等）か、不当かを判断している、③校長が不登校（いきたくてもいけない）であると判断した場合、個別支援計画を作成して対応している、④校長は欠席の理由が不当だと判断した場合には、保護者にそのことを伝え出席させるように指導している、指導実施後、さらに不当な理由による欠席が続く場合には、校長は教育委員会にその旨を通知している、⑤校長からの通知をうけた教育委員会は保護者との話し合いを実施し、保護者に対し助言や指導を行っている、⑥教育委員会との話し合いの後にも不当な理由による欠席が続く場合には、教育委員会から保護者へ督促を行っている。平成24（2012）年度は、アンケート項目を以下のように短く変更して実施した。①'連続欠席日数が7日に達した児童・生徒に対して、校長・保護者・本人による面接を実施してい

る、②'①'の質問で、「はい」の場合のみ、その回数をお答えください。③'校長は面接の際保護者に欠席の理由を聞き、正当な欠席（不安障害による不登校、病気、忌引き等）か、不当な欠席か判断している。④'校長は、不登校であると判断した場合、解決のために校内での対応会議を開くか、または、関係機関との連携をおこなっている、⑤'校長は、欠席の理由が不当と判断した場合には、保護者にそのことを伝え出席させるように指導している、⑥'④'の指導実施後、さらに不当な理由による欠席が続く場合には校長は教育委員会にその旨を通知している。

東大和市内5中学校において、前述の学校教育法施行令第20条、第21条に規定された校長、教員の義務を遂行するための欠席受付手順を新規不登校発現防止対策として4年間実施した。欠席電話受付手順の平成20（2008）年度から平成24（2012）年度の教員実施率（実施していると回答した人数を全教員数で除したものに100をかけたもの）は、平成20（2008）年度実施率が最高の項目で70%、最低の項目で40%であったが、平成24（2012）年度においては、実施率が最高の項目で100%、最低の項目で86%となった。

また、中学校校長の欠席早期面接手順は、平

成20(2008)年度の調査段階で全中学校校長が、質問項目①「7日欠席面談」、②「欠席理由判断」、⑥「保護者督促」に対して実施していないと回答していた。平成24(2012)年度、回答率100%で、項目①'80%(4人)、項目③'80%(4人)、項目④'100%(5人)、項目⑤'60%(3人)、項目⑥'0%(0人)であった。

この不登校発現予防対策実施の結果、東大和市全中学校の不登校発現率は、4.74%から2.75%、不登校数は、96人から59人となり、不登校発現率42%減、不登校数39%減となった。また、新規不登校発現率は、2.87%から1.3%、新規不登校数が59人から28人となり、対策実施により、新規不登校発現率及び新規不登校数は共に半減した(図2)。

以上のことから、教員の欠席電話受付手順、校長による欠席早期面接手順の「7日欠席面談」、「欠席理由判断」の実施が、東大和市の中学生不登校の典型例における不登校誘発条件、不登校維持条件の減少を促進し、新規不登校発現率が減少したと考えられる。また、今後の課題として、教育委員会の法令遵守と不登校認定時の個別支援計画提案システムを挙げた。

Ⅲ 文部科学省から学校現場に示された通知にみる不登校対応における欠席対応

小野(2014)⁽⁷⁾の実践で、不登校減少に効果が確認された学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を遂行するための児童生徒の欠席対応手順は、「不登校への対応の在り方について」においては、どのように扱われていたのだろうか。

「不登校への対応の在り方について」は、平成14(2002)年度当時、不登校児童生徒数が過去最多を更新する事態を受けて、文部科学省が、平成14(2002)年9月に「不登校問題に関する調査研究協力者会議」を発足させ、1不登校問題の実態の分析、2学校における取組の在り方、3学校と関係機関の連携の在り方、4そ

の他不登校問題に関連する事項について総合的・専門的な観点から検討を願い、「今後の不登校への対応の在り方について」の報告を取りまとめたものである。本報告によれば、欠席に関する記述は、3.教育委員会の取組の充実の(1)不登校や長期欠席の早期の把握と対応に記述されているだけであった。そして、その記述は、学校における取り組みの項ではなく、教育委員会の取り組みとして位置づけられていた。

その項の記述は、以下の通りである。「各市町村教育委員会においては、不登校や長期欠席は、義務教育制度に関わる重大な課題であることを認識し、学校等の不登校への対応に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、課題の早期の解決を図るための体制の確立を促すことが重要であること。」⁽⁸⁾

この記述から、この項における欠席とは、長期欠席であり、教育委員会は、学校に対して、長期欠席が重要な課題であるという意識を高めることが重要であるという内容であり、欠席に対する対応という内容ではなかった。

すなわち、「不登校への対応の在り方について」においては、学校教育法施行令第20条、第21条に規定されている学校現場における児童生徒の欠席理由及び累積欠席日数毎の対応に関連する記述はなく、この通知の全国的な周知徹底によって、学校現場における不登校対策において、児童生徒の欠席理由及び年間累積欠席日数毎の対応という視点は存在しなかったといえる。この視点は、小野が、実際に不登校対策スーパーバイザーを務めた1都7県の数市の学校現場視察、研修講演を担当した全国21都府県の教育委員会情報からも、全く確認できなかった。

したがって、不登校減少効果の認められた学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を遂行する欠席対応が、全国的に周知徹底されている「不登校への対応の在り方について」において全く取り上げられていないことが、長

期間に渡り全国の不登校児童生徒数が減少しない要因の1つといえる可能性は高い。全国的な不登校児童生徒数の減少を考えるならば、「不登校の対応の在り方について」といった文部科学省の通知レベルで、この欠席理由別対応、累積欠席対応に関する具体的ガイドラインを示すことが必要であると考え。そこで、小野(2014)⁽⁹⁾の調査、実践に基づいた知見等をガイドラインとして学校現場への還元のために提案することは非常に意義があるといえる。

IV 欠席対応ガイドライン案について

1 基本方針

小野(2006)⁽¹⁰⁾の学校、町単位での不登校のゼロの実践、小野(2014)⁽¹¹⁾の市単位での不登校半減の実践の基礎となっている方法論は、小野(2010)⁽¹²⁾に行動論的包括的支援アプローチとしてまとめられている。その不登校に対する基本方針は、対象児童生徒の抱えている問題の無視、回避を容認しない、すなわち、曖昧な理由の欠席は容認せず、欠席により回避している児童生徒自らが抱える問題に直面させ対処法を習得させることであった。

したがって、新規不登校を減少させるための児童生徒欠席対応の方針は、学校教育法施行令の年間累積日数毎の対応において、累積欠席1日目から欠席理由毎の分類とその分類ごとの対応を示すこと、そして、その対応には、法的対処とアセスメントに基づく教育的対応(問題解決)の両方を示すこと、さらに全教職員が児童生徒の抱えている問題の無視、回避を認めないようにこの方針に沿って共通の対応をすることが必要であった。

以上のことから、小野(2014)⁽¹³⁾の知見を学校現場における効果的な不登校発現防止のための欠席対応に還元するためには、欠席電話連絡があった時の対応マニュアル案、欠席理由別対応ガイドライン案、欠席累積日数毎の対応ガイドライン案の3種類(以下、総称して「欠席

対応ガイドライン案」とする)が必要と考えられる。

2 欠席時対応マニュアル案について

図3に欠席時対応マニュアル案を示す。小野(2014)⁽¹⁴⁾の実践において、保護者から欠席連絡があった時、学校の教職員が法的、教育的に適切な欠席理由の時のみ欠席を認める対応を実施して、不登校発現防止の効果を挙げた。その手順は、基本的に小野(2006)⁽¹⁵⁾で取り上げた鳥取県大山町立名和小学校(平成18(2006)年4月から他小学校と統合)において不登校ゼロを達成した時に作成したマニュアルに連絡帳による欠席電話受け付け手順を追加したものである。

この欠席時対応マニュアルは、保護者から欠席連絡があった時、病気(医師が診断したもの)や家庭の事情(忌引きなど)等、法的に認められた理由の場合のみ欠席を認める流れになっており、法的に認められた欠席理由(不障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等)以外の理由である場合には登校する(保健室や別室登校を含む)ように保護者に伝えることになっている。

また、病気が理由の場合、検温を義務付け、保護者と学校側で合意した体温37度を目安として子どもを病院に連れて行っていないければ、病院へ連れて行くように保護者に伝え、体温測定や医師の診断結果を保護者に確認する。そして、病気で欠席した日には、医師の治療を受け、医師の指示通り安静に過ごしていたかを確認する。

この欠席時の家庭での状況確認は、欠席時に家庭に滞在することに正の強化刺激が随伴しないようにする目的で実施する手続きであり、小野・豊田・川島・三好・小林(1999)⁽¹⁶⁾において、不登校多発家族事例の不登校予防、再発防止の効果が実践で検証されている。

すなわち、このマニュアルは、学校側として、保護者からの欠席連絡時に不適切な理由の欠席を容認せず、また、正当な理由で欠席の場

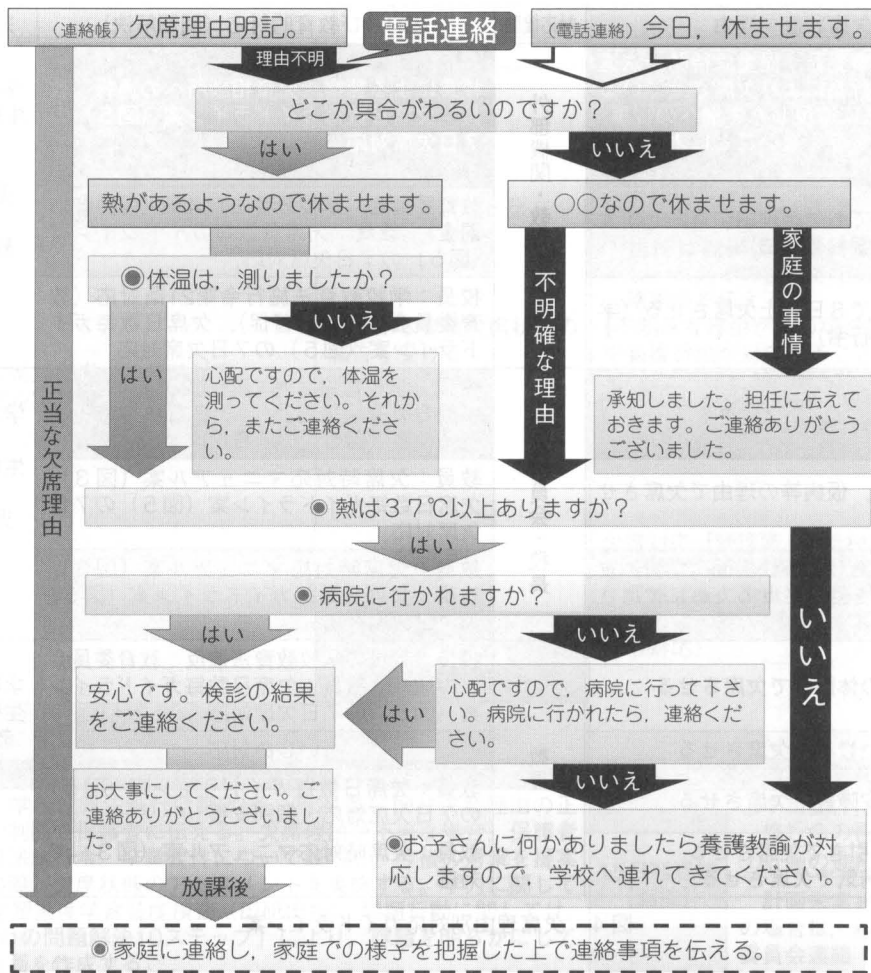


図3 欠席時対応マニュアル案

合も、病気の場合には、早期に学校に出席可能なように家庭維持要因に対する配慮も含む欠席時の連絡対応として有効であることが示されている。

小野(2014)⁽¹⁷⁾においては、病気以外の様々な欠席理由に対応して効果を挙げた。次に欠席理由別の対応ガイドライン案を示す。

3 欠席理由別対応ガイドライン案の提案

不登校予防の先行研究、通常の生徒指導活動において、法的に児童生徒の欠席理由毎の分類が示されることはなかった。また、分類毎の対応が示されたことがなかった。

小野(2014)⁽¹⁸⁾においては、教員が年度累積欠席7日未満、校長が7日以上の子童生徒を対象として面接、対応を実施し、小野の助言を受けてその欠席理由に合った対応を児童生徒に実施した結果、新規不登校児童生徒が減少した。その実践の成功要因は、前述したように、基本的には回避を容認せず、回避対象となっている事に対する対処法(事前準備を含む)を身につける方針であった。したがって、欠席理由(累積欠席の視点を含む)が刑法、児童虐待防止法、労働基準法、学校教育法、学校教育法施行令の視点から違法であれば法に則した対応を実施した。正当及び不当な理由による欠席対応

欠席状態・理由	対応機関	法的及び教育的対応（問題解決）	連絡・連携
保護者の刑事犯罪，児童虐待防止法違反にあたる行為により欠席させている（労働基準法に違反した労働への従事，監禁，食事を与えないことによる欠席等）	外部機関・教育委員会	校長による警察，児童相談所への通報 教員：欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	管理職 学年主任・担任 生徒指導主事 保護者 警察 児童相談所 弁護士 教育委員会
督促を受けても欠席理由に対応せず欠席させる（学校教育法）		教育委員会：学校教育法144条（保護者に罰金），教員：欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	
不当な理由で8日以上欠席させる（学校教育法施行令）		校長：学校教育法施行令第21条対応（教育委員会に連絡 督促），欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	
不当な理由で7日欠席させる（7日目）（学校教育法施行令）	教育委員会・校長	校長：学校教育法施行令第20条（速やかに教育委員会に連絡），欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	管理職 学年主任・担任 生徒指導主事 保護者 児童相談所 弁護士
怠け，遊び，仮病等の理由で欠席させる		教員：欠席時対応マニュアル案（図3），欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	
学校場面における不快場面（学習，友人関係等）を回避させるために欠席させる		教員：欠席時対応マニュアル案（図3），教員：欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	
教員の体罰等で欠席させる	教員	校長：教員の学校教育法違反 教育委員会への通知 教員：欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応	管理職 学年主任・担任 生徒指導主事 教育委員会
いじめで欠席させる		いじめ対応	
不安障害で欠席させる		教員：欠席日数毎ガイドライン案（図5）の7日欠席対応・個別支援	
忌引きで欠席させる 病気で欠席させる		教員：欠席時対応マニュアル案（図3）で対応	

図4 欠席理由別対応ガイドライン案

においては，病欠，忌引きの対応は，欠席対応時マニュアル通りとした。不安障害，いじめ，教員の体罰といった正当な欠席理由であり，個別の支援が必要な問題に関しては，学校教育法施行令第20条の累積7日間欠席時の校長対応とし，欠席理由の判定と同時に保護者面接，情報収集による個別対応を実施していた。いじめに関しては，各学校におけるいじめに関する対策を実施すべきであるとした。

以上の対処法を，欠席理由別に分類し，それぞれに対応すべき人，機関，保護者の状況，法的及び教育的対応，連絡，連携すべき機関を保護者，児童生徒，教員に示し欠席理由別対応ガイドライン案としてまとめたものを図4に示した。

この欠席理由別対応ガイドライン案では，欠席状態・理由に児童生徒の年間累積欠席日数の視点を含めている。小野（2014）⁽¹⁹⁾においては，8日以上累積欠席に対する対応が要請された。そこで，次に累積欠席20日間程度迄の累積欠席対応ガイドライン案を示す。

4 児童生徒の累積欠席日数毎の対応ガイドライン案の提案

不登校予防の先行研究，通常の生徒指導活動において，学校教育法施行令に則った児童生徒の累積欠席日数毎の対応が検討，明示されたことはなかった。

小野（2014）⁽²⁰⁾は，校長の欠席早期面接手順，さらに，小野（2011）⁽²¹⁾の校長の不登校

累積 欠席状況	対応		欠席対応表
	学級担任	管理職	
1日目	欠席対応表（欠席時対応マニュアル案参照）で対応	担任から累積欠席状態の報告を受ける	①症状について確認する。（体温測定の有無） ②病院での診断を行うかどうかを確認する。37度以上の熱がある場合、病院の診断を受けるように指示する。 ③受診後の状態について連絡してもらう。 ④担任は放課後、必ず保護者に連絡し、家庭での様子を把握した上、連絡事項を伝える。 【不明確な理由がある場合】 ※養護教諭が対応することを伝え、学校へ連れてきてもらうようお願いする。その後は学校対応。
2日目			
3日目			
4日目			
5日目			
6日目			
7日目			
7日 欠席直後	保護者面談資料作成 （10ステップ）	保護者面談	
7日欠席児童生徒の保護者面談の内容			7日欠席保護者面接後の対応
●校長は、学校教育法施行令第20条、第21条に則り欠席理由の正当・不当の判断を保護者に伝える。欠席理由が不当な場合、保護者に学校教育法施行令、卒業要件について説明し、今後の対策を提案する。その際、欠席状態のアセスメントを実施する。学力に関しては、TK式学習進度学習進度検査（田研出版）、問題行動に関しては、「教師のための問題解決10ステップ」により、課題を明らかにして個別支援計画を作成する。			15日経過後 【面接】 ①卒業要件、学校教育法施行令の再提示 ②計画の進捗状況の確認 計画未実施、欠席継続の場合は、校長から教育委員会連絡
例：TK式学習 進度検査による 対応	①在籍学年と同学年内の学習の遅れ⇒補習（集中）	20日欠席 累積の場合 【面接】	①状況確認、卒業要件、学校教育法施行令の再提示
	②在籍学年から1年程度の学習の遅れ ⇒土日補習＋長期休暇時の補習		②計画未実施、欠席継続の場合は、校長から教育委員会連絡
	③在籍学年から2年程度の学習の遅れ ⇒放課後補習＋土日補習＋長期休暇時の補習		③②の校長連絡を受けて教育委員会から出席要請（督促）

図5 児童生徒の累積欠席日数毎の対応ガイドライン案

児童生徒に対する社会的自立も考慮した卒業要件提示による登校支援依頼誘発事例の手順を取り入れ、児童生徒の累積欠席20日迄の状況に対応して不登校減少の効果を挙げた。課題として、累積欠席8日以上の子どもの欠席アセスメントを実施することが挙げられた。この点を

考慮し、卒業要件提示、学力、問題行動のアセスメントを加えた以下のような手順を提案する。①累積欠席日数7日までは、欠席時対応マニュアル案（図3）に則る、②年間累積欠席日数が7日に達した児童生徒に対して、校長・保護者・本人による面談を実施する、③校長は保

護者に欠席の理由を聞き、正当（不安障害等による正当な理由による不登校、病気、忌引き等）か、不当かを判断する、④校長は、不安障害、いじめ等の正当な事由による不登校であると判断した場合には、保護者に卒業要件を示し、教員に個別支援計画の作成を指示し、その遂行を管理・監督する、その際、学力、行動をアセスメントする（例として、田版出版のTK式学習進度学習進度指導検査、教師のための問題解決10ステップ⁽²²⁾の活用）、⑤校長は欠席の理由が不当だと判断した場合には、保護者にそのことを伝え、卒業要件を提示して出席させるように指導する。また、教育委員会に通知する、⑥⑤迄の対処にもかかわらず累積欠席15日経過した場合には、校長と保護者の面接を再度実施する、校長から、保護者に卒業要件、学校教育法施行令の再提示、個別支援計画の進捗状況の確認、計画未実施、欠席継続の場合は、計画再検討を実施し校長から教育委員会に状況を連絡する、⑦⑥迄の対処にもかかわらず20日以上累積欠席の場合、再度、校長と保護者の面接を実施する、校長は、保護者に対して状況確認、卒業要件、学校教育法施行令の再提示を実施し、個別支援計画未実施、欠席継続の場合は、計画を再検討し、校長から教育委員会に状況を連絡し、教育委員会から保護者へ出席要請を実施する。以上の累積欠席日数毎の対応ガイドライン案を図5に示す。

V まとめにかえて

本研究においては、日本において全国の不登校児童生徒数が減少しないのはなぜか、そして、不登校児童生徒を減少させるためにはどうすれば良いのかを検討した。小野（2014）⁽²³⁾の東大和市における新規不登校発現率半減の対策において、学校教育法施行令第20条、第21条に規定された義務を遂行する為の欠席理由別対応、累積欠席日数対応を実施したことが新規不登校減少に有効であったことから、この視点から日本の学校現場の不登校対応に大きな影響を

与えている「不登校への対応の在り方について」を検討した。その結果、この「不登校への対応の在り方について」には、前述の欠席理由別対応、累積欠席日数毎の対応という視点が欠如していた。日本の学校現場の不登校対応において、欠席理由別対応、累積欠席日数による対応の発想すらないことが、不登校が減少しない原因の1つと考えられた。

そこで、日本の不登校を減少させるためには、「不登校への対応の在り方について」と同レベルの文部科学省からの通知で欠席理由別対応、累積欠席日数による対応を加えることが有効ではないかと考えた。

そして、現在までに不登校発現防止効果に関するエビデンスのある対応手順を、学校現場還元のために欠席時対応マニュアル、欠席理由別対応ガイドライン案、累積欠席日数毎の対応マニュアルとして提案した。

今後、本研究で提案した児童生徒の欠席対応ガイドライン案の不登校予防実践への適用による効果検証が必要である。そして、この欠席対応ガイドライン案の効果が実証された場合、「不登校への対応の在り方について」等の通知に追加して、全国の不登校児童生徒減少に効果があるか、検証することが必要である。

【付記】

本研究は、科学研究費補助金研究基盤研究（C）課題番号23531261の補助を受けた研究成果の一部である。

註

(1) 文部科学省『平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』2014年。なお、同年12月に訂正值が公表されている。

(2) 文部科学省『学校基本調査』2014年。

(3) 前掲（1）。

(4) 小野昌彦「学校教育法施行令を遵守した不登校認定導入による市単位の中学生不登校発現予防の効果－新規不登校発現率半減を達成した東大和市の例－」『スクール・コンプライアンス研究』第

- 2号, 2014年, 71-80頁。
- (5) 前掲(4)。
- (6) 前掲(4)。
- (7) 前掲(4)。
- (8) 文部科学省HP「不登校への対応の在り方について」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/021.htm (最終確認日2014年10月30日)。
- (9) 前掲(4)。
- (10) 小野昌彦『不登校ゼロの達成』明治図書出版, 2006年。
- (11) 前掲(4)。
- (12) 小野昌彦『不登校への行動論的包括支援アプローチの構築(2010年度科学研究費補助金研究成果公開促進費助成書籍:225225)』風間書房, 2010年。
- (13) 前掲(4)。
- (14) 前掲(4)。
- (15) 前掲(10)。
- (16) 小野昌彦・豊田麻衣子・川島直亮・三好義弘・小林重雄「不登校姉妹への再登校行動の形成-家庭内の不登校誘発・維持要因により生じた事例-」『特殊教育学研究』37巻1号, 1999年, 23-31頁。
- (17) 前掲(4)。
- (18) 前掲(4)。
- (19) 前掲(4)。
- (20) 前掲(4)。
- (21) 小野昌彦「包括的支援アプローチ適用による学校対応のまずさに深く関連した中学生不登校の再登校支援」『生徒指導学研究』10号, 2011年, 69-77頁。
- (22) 小野昌彦『児童・生徒の問題行動解決ツール-教師のための10ステップ実践ガイド-』風間書房, 2012年。
- (23) 前掲(4)。